

国民保護の取組について

■ 平成 29 年度の取組

1 弾道ミサイル発射時の対応

(1) 弾道ミサイル発射状況

平成 29 年の北朝鮮からの弾道ミサイル発射回数：15 回

内 日本上空通過 2 回（8 月 29 日、9 月 15 日）

E E Z 内落下 5 回（3 月 6 日、5 月 29 日、7 月 4 日、7 月 28 日、11 月 29 日）

	月／日	発射時刻	数	状 況
1	2 月 12 日	7 時 55 分	1 発	飛距離約 500 k m、移動式発射台から発射
2	3 月 6 日	7 時 34 分	4 発	飛距離約 1,000 k m、3 発が秋田県男鹿半島から約 350 k m の E E Z 内に落下
3	3 月 22 日	7 時 47 分	1 発	発射後数秒内に爆発
4	4 月 5 日	6 時 42 分	1 発	飛距離約 60 k m
5	4 月 16 日	6 時 21 分	1 発	発射直後に爆発
6	4 月 29 日	5 時 30 分	1 発	北朝鮮内陸部に落下
7	5 月 14 日	5 時 28 分	1 発	飛距離約 80 k m、高度約 2,000 k m 超
8	5 月 21 日	16 時 59 分	1 発	飛距離約 500 k m、高度約 560 k m、移動式発射台から発射
9	5 月 29 日	5 時 40 分	1 発	飛距離約 400 k m、島根県隠岐諸島から約 300 k m の E E Z 内に落下
10	7 月 4 日	9 時 39 分	1 発	飛距離約 900 k m、高度約 2,500 k m 超 秋田県男鹿半島から約 300 k m の E E Z 内
11	7 月 28 日	23 時 42 分	1 発	飛距離約 1,000 k m、高度約 3,500 k m 超 北海道奥尻島の北西約 150 k m の E E Z 内
12	8 月 26 日	6 時 49 分	3 発	2 発は約 150 k m 飛行、1 発は発射直後に爆発
13	8 月 29 日	5 時 58 分	1 発	飛距離約 2,700 k m、高度約 550 k m 北海道上空を通過、襟裳岬東方約 1,180 k m の太平洋上に落下
14	9 月 15 日	6 時 57 分	1 発	飛距離約 3,700 k m、高度約 800 k m 北海道上空を通過、襟裳岬東方約 2,200 k m の太平洋上に落下
15	11 月 29 日	3 時 18 分	1 発	飛距離約 1,000 k m、高度約 4,000 k m 青森県西方約 250 k m の E E Z 内、移動式発射台から発射

- ・ 通常の警戒体制（宿日直（2 名））に加え管理職 2 名が緊急参集
- ・ 日本海沿岸市町に対し被害の有無を確認

(2) 京都府危機管理調整会議開催

日 時：平成 29 年 4 月 24 日（月）14 時 00 分～15 時 00 分

出席者：危機管理監、防災監、各部副部長、振興局企画総務部長等

内 容：北朝鮮情勢を踏まえた危機管理対応に係る情報伝達体制等について周知徹底

(3) 市町村等危機管理担当課長会議開催（テレビ会議）

日 時：4月19日（水）16時00分～16時30分
4月24日（月）9時00分～9時30分
8月18日（金）9時00分～9時30分
9月15日（金）14時00分～14時30分

出席者：府内各市町村危機管理担当課長、各消防本部担当課長、振興局防災担当者

内 容：ミサイル発射時の緊急連絡体制確保を要請

Jアラート及び関連機器の緊急点検実施を要請

「弾道ミサイル落下時の行動について」の住民への周知を要請

住民避難訓練の実施を要請

2 弾道ミサイル対応図上演習実施

日 時：平成29年11月2日（木）9時00分～11時50分

参加機関：京都府、京都府警察本部、京都市、京都市消防局、陸上自衛隊、海上自衛隊、
航空自衛隊、自衛隊京都地方協力本部、海上保安庁第八管区海上保安本部 等

内 容：弾道ミサイルが、府内山間部、都市部に落下した場合を想定し、各機関の初
動対応について確認

3 全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験

- ・平成29年11月14日（火）11時00分
- ・平成30年3月14日（水）11時00分

4 京都府国民保護セミナー開催

日 時：平成29年11月2日（木）9時00分～9時50分

参加者：府内市町村・消防本部の職員、府警察本部職員、府危機管理関係職員 等

講 師：自衛隊京都地方協力本部長

テーマ：弾道ミサイル防衛に関する防衛省・自衛隊の取組について

5 自衛隊との意見交換

日 時：平成29年12月25日（月）16時00分～19時00分

出席者：【自衛隊】航空自衛隊中部方面隊司令部防衛部長、海上自衛隊舞鶴地方総監部
第3幕僚室長、陸上自衛隊第3特殊武器防護隊長、京都地方協力本
部長 等

【京都府】副知事、危機管理監 等

テーマ：弾道ミサイルへの対応について

■ 平成30年度の取組

1 弾道ミサイル発射時の対応

29年度と同様の対応

2 京都府国民保護セミナー

目 的：国民保護に係る情勢や法制等に関する最新の知識を習得することにより、国民
保護についての見識を深める

内 容：未定（専門家による国民保護に関する講演 等）

時 期：平成 31 年 2 月頃

3 市町村と連携した取組

(1) 避難実施要領パターンの作成

武力攻撃事態や緊急対処事態など、複数の事態を想定した避難の経路や手段等を記した避難実施要領パターンの作成を支援

(2) 住民避難訓練の実施

弾道ミサイル落下やテロ攻撃を想定した住民避難訓練の実施を支援

(3) 避難施設の指定の促進

収容人数の確保等避難施設の指定を促進

4 全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験

年 4 回実施予定（5 月 16 日、8 月 29 日、11 月 21 日、2 月 20 日）

■ その他

・ 京都府国民保護計画の変更 別紙

(1) 変更理由

国民の保護に関する基本指針の変更等

(2) 主な変更内容

国民保護に関する基本指針の変更に伴い次の内容を追記

- ・ 弾道ミサイル発射時の情報伝達方法やミサイル落下時の行動について府民に対し周知に努めること
- ・ 避難施設の収容人数を把握し、より多くの避難施設を確保するよう配慮すること、また、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定すること
- ・ 地下への避難訓練など訓練内容を例示するとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いた実践的な訓練の実施に努めること

京都府国民保護計画 新旧対照表

別紙

該当部分	項目名	今回の変更	現 行
第1編 第3章 1	【指定公共機関及び指定地方公共機関】	朝日放送テレビ(株) 朝日放送ラジオ(株)	朝日放送(株)
第1編 第3章 1	【指定公共機関及び指定地方公共機関】	(削除)	明星自動車(株)
第1編 第4章 (4)	人口分布	平成27年10月1日現在の人口は、 <u>261万353人</u> （男 <u>124万8,972人</u> 、女 <u>136万1,381人</u> ）であり、市町村別にみると、京都市が <u>147万5,183人</u> と最も多く、府人口の <u>56.5%</u> を占めており、次いで宇治市 <u>18万4,678人</u> 、亀岡市 <u>8万9,479人</u> 、舞鶴市 <u>8万3,990人</u> と続いている。 全国と比較しての特徴として、人口密度が1k㎡当たり <u>566.0人</u> （第10位）、府の一般世帯数に対する単独世帯の割合は、 <u>38.2%</u> （第2位）、人口10万人当たりの外国人人口は <u>1,684人</u> （第7位）となっている。	平成22年10月1日現在の人口は、 <u>263万6,092人</u> （男 <u>126万5,387人</u> 、女 <u>137万705人</u> ）であり、市町村別にみると、京都市が <u>147万4,015人</u> と最も多く、府人口の <u>55.9%</u> を占めており、次いで宇治市 <u>18万9,609人</u> 、亀岡市 <u>9万2,399人</u> 、舞鶴市 <u>8万8,669人</u> と続いている。 全国と比較しての特徴として、人口密度が1k㎡当たり <u>571.4人</u> （第10位）、府の一般世帯数に対する単独世帯の割合は、 <u>35.8%</u> （第3位）、人口10万人当たりの外国人人口は <u>1,739人</u> （第7位）となっている。
第1編 第4章 (5)	道路の位置等	府内における道路は、大きく東西に伸びる国土軸と、南北に伸びる縦貫軸とに分けられる。 主な自動車専用道路として、 <u>舞鶴若狭自動車道</u> （兵庫県境～福井県境）、 <u>名神高速道路</u> （滋賀県境～大阪府境）、 <u>新名神高速道路</u> （城陽JCT～八幡京田辺JCT）、 <u>京滋バイパス</u> （滋賀県境～久御山淀IC）が東西に、 <u>京都縦貫自動車道</u> （大山崎JCT～宮津市）、 <u>京奈和自動車道</u> （城陽市～木津川市）、 <u>阪神高速8号京都線・第二京阪道路</u> （京都市山科区～大阪府境）、 <u>山陰近畿自動車道</u> （京丹后市～宮津市）が南北に伸びている。 主な一般道路として、 <u>国道1号</u> （滋賀県境～大阪府境）、 <u>171号</u> （京阪国道口～大阪府境）、 <u>173号</u> （兵庫県境～国道27号）、 <u>175号</u> （兵庫県境～国道27号）、 <u>163号</u> （奈良県境～三重県境）などが東西に伸び、 <u>国道9号</u> （烏丸五条～兵庫県境）、 <u>24号</u> （烏丸五条～奈良県境）、 <u>27号</u> （福井県境～国道9号）などが南北に伸びている。	府内における道路は、大きく東西に伸びる国土軸と、南北に伸びる縦貫軸とに分けられる。 主な自動車専用道路として、 <u>近畿自動車道敦賀線</u> （福井県境～兵庫県境）、 <u>名神高速道路</u> （滋賀県境～大阪府境）、 <u>京滋バイパス</u> （名神大山崎JCT～滋賀県境）が東西に、 <u>京都縦貫自動車道</u> （大山崎～丹波町）・ <u>綾部宮津道路</u> （綾部市～宮津市）、 <u>京奈和自動車道</u> （城陽市～木津川市）、 <u>阪神高速8号京都線・第二京阪道路</u> （京都市山科区～大阪府境）、 <u>山陰近畿自動車道</u> （鳥取豊岡宮津自動車道）（宮津与謝道路（宮津市～与謝野町））が南北に伸びている。 主な一般道路として、 <u>国道1号</u> （滋賀県境～大阪府境）、 <u>171号</u> （大阪府境～京阪国道口）、 <u>173号</u> （兵庫県境～国道27号）、 <u>175号</u> （兵庫県境～国道27号）、 <u>163号</u> （三重県境～奈良県境）などが東西に伸び、 <u>国道9号</u> （兵庫県境～五条通烏丸）、 <u>24号</u> （奈良県境～河原町通九条）、 <u>27号</u> （福井県境

該当部分	項目名	今回の変更	現行
第1編 第4章 (8)	その他の特性	府は、国際観光都市である京都市を抱え、約8,747万人(1日当たり約24万人)もの多くの観光旅行者等が訪れる。(平成27年京都府観光入込客調査) また、重要文化財2,180件(全国2位(30.1.1現在))と数多くの貴重な文化財が所在し、京都市及び宇治市等の寺社及び城17件が、世界文化遺産に登録されている。	～国道9号)などが南北に伸びている。 府は、国際観光都市である京都市を抱え、約7,674万人(1日当たり約21万人)もの多くの観光旅行者等が訪れる。(平成22年京都府観光入込客調査) また、重要文化財2,367件(全国2位(25.5.1現在))と数多くの貴重な文化財が所在し、京都市及び宇治市等の寺社及び城17件が、世界文化遺産に登録されている。
第2編 第4章 5	5 避難施設の指定 (2) 指定に当たったの留意事項	① <u>事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。また、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を必要に応じ指定する。</u>	① 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう、できるだけ多くの施設の確保に努める。また、都市部においては、 <u>地下街又は地下駅舎を必要に応じ指定する。</u>
第2編 第5章 1①	発電所、変電所	電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万kw以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万V以上のものに限る。)	電気事業法第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万kW以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万V以上のものに限る。)
第2編 第5章 1②	ガス工作物	ガス事業法第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第2項のガス小売事業(同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)の用に供するものを除く。)	ガス事業法第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。)
第2編 第5章 1⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第12条の2第4項第2号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が3万に満たないもの及び同号ロの移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が3万に満たないものを除く。)	電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が3万に満たないものを除く。)
第2編 第5章	放送用無線設備	放送法第2条第23号の基幹放送事業者(放送大学学園法第3条に規定する放送大学学	日本放送協会又は放送法第2条第3号の3の一般放送事業者(同条第3号の4の受

該当部分	項目名	今回の変更	現 行
1⑥		<p>園を除き、<u>地上基幹放送(放送法第2条第15号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。)</u>を行うものに限る。)が行う<u>放送法第2条第4号の国内放送(地上基幹放送に限る。)</u>の業務に用いられる放送局(同条第20号の放送局をいう。以下この号において同じ。)であって、<u>同法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から同法第2条第1号の放送をされる同条第28号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のもの無線設備</u></p>	<p>託放送事業者及び同条第3号の5の委託放送事業者を除く。)が<u>同条第1号の2の国内放送を行う放送局(同条第3号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。)</u>であって、<u>同法第2条の2第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送(同法第2条第1号の放送をいう。)</u>をされる同法第2条第4号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のもの無線設備</p>
第2編 第7章 2	(1) 府における訓練の実施	<p>府は、市町村とともに、国、近隣府県等関係機関と共同するなど、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施する。</p> <p>また、テロ等をはじめとする具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する<u>武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用い、府危機管理関係機関連絡会議等と十分連携を図りながら、実践的な訓練の実施に努める。</u></p> <p>なお、訓練の形態については、訓練の目標、実施効果等を考慮の上、選定を行う。</p>	<p>府は、市町村とともに、国、近隣府県等関係機関と共同するなど、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施する。</p> <p>また、テロ等をはじめとする具体的な事態を想定し、<u>府危機管理関係機関連絡会議等と十分連携を図りながら、実践的な訓練の実施に努める。</u></p> <p>なお、訓練の形態については、訓練の目標、実施効果等を考慮の上、選定を行う。</p>
第2編 第7章 4	(1) 住民が取るべき対処等の啓発	<p>また、<u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALEERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動や、テロが発生した場合に府民がとるべき対処について、平素から府民に対し周知に努めるものとする。</u></p>	<p>また、<u>わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合やテロが発生した場合に府民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、府民に対し周知するよう努める。</u></p>
第3編 第2章 3	(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等	<p>なお、市町村長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣の要請をするよう求めることができない場合、特に必要があると判断するときは、市町村長が当該区域において自衛隊に実施を希望する国民保護措置の内容等を防衛省に連絡することができる。</p>	<p>なお、市町村長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣の要請をするよう求めることができない場合、特に必要があると判断するときは、市町村長が当該区域において自衛隊に実施を希望する国民保護措置の内容等を防衛庁に連絡することができる。</p>

該当部分	項目名	今回の変更	現 行
第3編 第5章 1(1)	市町村の行う安否情報の収集	収集に当たっては、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳など市町村が保有する情報を参考に避難者名簿を作成する等により行うものとする。	収集に当たっては、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、 <u>外国人登録原票</u> など市町村が保有する情報を参考に避難者名簿を作成する等により行うものとする。
第3編 第8章 2(1)	府の措置	府は、府地域防災計画に準じて、 <u>「災害廃棄物対策指針」</u> (平成30年3月環境省環境再生・資源環境局 災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制の整備を支援する。	府は、府地域防災計画に準じて、 <u>「震災廃棄物対策指針」</u> (平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制の整備を支援する。
第3編 第10章 1	(1)生活関連物資等の価格の調査・監視等	①生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(以下「買占め等防止法」という。)に係る措置	①「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(以下「買占め等防止法」という。)に係る措置
用語集 [2]	被ばく医療に係る医療チーム	原子力災害時に、 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 、国立病院機構、国立高度専門医療センターなどの医療関係者等からなるチーム	原子力災害時に、 <u>放射線医学総合研究所</u> 、国立病院機構、国立高度専門医療センターなどの医療関係者等からなるチーム
用語集 [4]	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で <u>152</u> 法人が指定されている。(平成30年4月1日現在)	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で <u>149</u> 法人が指定されている。(平成27年4月1日現在)